



子育て支援センターを利用してみませんか

SDGs GOAL 3 すべての人に健康と福祉を

子育て支援センターは、就学前のお子さんとその家族が、自由にのびのびと遊べる場所です。センターでは、利用者同士で交流ができたり、季節のイベントや子育てに関する育児講座などさまざまなイベントを開催しています。その他にも、育児の不安や悩みについてスタッフが相談に応じます。

お近くの子育て支援センターへお気軽に足を運んでみてください。

施設名	場 所	開所日*	利用時間	対 象
子育て支援センター あゆっこ	気仙町字三本松 100 番地 気仙保育所内 ☎0192(55)6261	月～金	午前 9 時 30 分～正午 午後 1 時～3 時	就学前のお 子さんとその 家族、妊 婦
子育て支援センター にこにこ	広田町字大久保 25 番地 広田保育園内 ☎0192(56)4600	月～金	午前 9 時 30 分～正午 午後 1 時～3 時 ※午後の利用は要予約	
子育て支援センター たかた	高田町字中和野 36 番地 2 高田保育所内 ☎0192(54)4830	月～金	午前 9 時 30 分～正午 午後 1 時～3 時	
おやこの広場 きらりんきっず	高田町字並杉 300 番地 1 ☎0192(47)3908	月～金	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分	

※祝日における開所日については、下の「センターの詳細はこちら」の二次元コードをご確認ください。

主な講座・イベント

- 果物狩り ● クッキング ● 手型足型アート ● スクラップブック
- 親子ふれあい遊び ● リトミック遊び ● 出張育児相談会 ● 防災講座
- 絵本の読み聞かせ、貸し出し ● ベビーマッサージ
- お出かけ、バス遠足 など



育児相談

- 離乳食の進め方 ● 子どもの発達、発達 ● トイレトレーニング ● しつけについて
- 保育所(園)について など

※育児相談は電話でも対応しています。

子育て支援センター通信(あゆっこ、にこにこ、たかた)、きらりんきっずイベント情報は、毎月発行しています。

市ホームページおよび市公式LINEでもお知らせしていますのでご覧ください。

センターの
詳細はこちら

子育て支援センターたかたは土日などにも開所しています

開所施設：子育て支援センターたかた

開 所 日：毎週土曜日、日曜日、祝日にあたる月曜日

開所時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時

※毎月の開所日は市ホームページおよび毎月発行の子育て支援センター通信を確認してください。

土日などの
開所日の
詳細はこちら

問い合わせ先

市役所子ども未来課子育て支援係(内線 254)



SDGs GOAL 10 人や国の不平等をなくそう



定額減税補足給付金に不足があった人に不足分を給付します

昨年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)で算定した給付金の金額に不足が生じる人を対象に、不足分の金額を支給します。支給対象と見込まれる人には、「支給のお知らせ」または「支給確認書」、「申請書」のいずれかを 8 月上旬以降順次、発送します。

対 象 者：本年 1 月 1 日現在、本市に住民登録がある人で、次の①②のどちらかに該当する人
ただし、本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える人は対象外となります。

①不足額給付Ⅰ＝当初調整給付に不足額が生じた人

【対象となる可能性がある場合】

- ・令和 5 年分所得よりも令和 6 年分所得が減少した場合(退職など)
- ・令和 6 年中にこどもの出生など、扶養親族が増えた場合
- ・令和 6 年分所得税が新たに発生した場合(新社会人など) など

②不足額給付Ⅱ＝本人および扶養親族として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主、世帯員にも該当しなかった人で、次のいずれかに該当する人
・合計所得金額が 48 万円を超える人
・青色事業専従者または事業専従者

支 給 額：①令和 6 年分所得税額などが確定し算出した給付額から当初調整給付を引いた金額(1 万円単位)

② 1 人あたり原則 4 万円

手 続 き：①不足額給付Ⅰの対象となる人

昨年の当初調整給付の支給の際に口座を確認済みの人、またはマイナポータルで公金受取口座の登録が済んでいる人には、「支給のお知らせ」を送付します。
支給口座の確認が必要な人には、「支給確認書」を送付しますので、必要事項を記入し、本人確認書類などを添えて返送してください。

②不足額給付Ⅱの対象となると思われる人

「申請書」を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて返送してください。

※令和 6 年 1 月 2 日以降に本市に転入した人で定額減税しきれないと思われ、市から確認書などが届かない場合でも、支給対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請期限：10 月 31 日(金)

問い合わせ先

市役所福祉課福祉係(内線 212)

ひとり親などが対象です



8 月は児童扶養手当の現況届提出月です

SDGs GOAL 3 すべての人に健康と福祉を

児童扶養手当の現況届は、今後 1 年間(8 月～令和 8 年 7 月まで)の受給資格を確認するものです。現況届が未提出の人は支給停止となりますので、対象の人は必ず届け出をしてください。

※令和 6 年度の手当が支給停止になっている人も、現況届の提出が必要です。

提出期限：8 月 29 日(金)

※受付時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(平日)

提出場所：市役所 2 階子ども未来課

持参するもの：①現況届用紙 ②児童扶養手当証書(令和 6 年度受給者のみ) ③世帯員調書 ④養育費等に関する申告書(0 円の場合でも要提出) ⑤一部支給停止適用除外事由届出書 ⑥控除対象扶養親族に関する申立書 ※④～⑥は該当者のみ

提出・問い合わせ先

市役所子ども未来課子ども家庭係(内線 252)